

2-7 相談窓口の設置等

「三豊市地域防災計画（地震対策編）」（平成 25 年 3 月、三豊市防災会議）P.109 に記載されている「広報活動計画」に基づき、地震発生後速やかに、被災地住民の要望事項を把握するとともに、住民等からの各種問合せに対応するため、災害の規模に応じて、市庁舎、支所等のうち、被災地に近い施設に総合的な窓口を開設し相談情報の受付・管理を行う。

2-8 住民等への啓発・広報

「三豊市地域防災計画（地震対策編）」（平成 25 年 3 月、三豊市防災会議）P.109 に記載されている「広報活動計画」に基づき、災害廃棄物の処理を適正かつ円滑に進めるために、早急に仮置場の設置・運営、ごみの分別、不法投棄の禁止及びし尿処理の収集等に関する情報を分かりやすく適切に提供する必要がある。

情報伝達手段としては、報道機関による広報、防災行政無線、インターネット、広報紙、避難所への広報担当者の派遣等を活用する。市民へ広報する情報の例を、表 2-67 に示す。

表 2-67 広報する情報の例

項目	内容
市民用仮置場の設置状況	場所、分別方法、収集期間 ※腐敗性廃棄物やガスボンベ等の危険物の排出方法も記載する。
（一次・二次）仮置場の設置状況	場所、設置予定期間、処理の概要 ※仮置場における便乗ゴミの排出禁止や、不法投棄・不適正処理の禁止についても合わせて周知する。
災害廃棄物の進捗状況	処理の進捗状況、今後の計画
し尿処理に関する情報	仮設トイレの設置場所、設置状況

2-9 処理事業費の管理等

災害等廃棄物処理事業にかかる補助事業としては、廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第22条の規定により国から市町村へ補助することができる旨が規定されている。

災害廃棄物・津波堆積物の発生量の推計、処理期間の設定、処理費用の推計等を迅速に行い、事業費の確保に努めるとともに、事業の実施に当たっては、適正な価格であるかを注意の上、適切に執行する。

また、補助金の申請の際には被害の概要及び程度、災害廃棄物等の発生状況を詳細に示す写真や記録等を残すとともに、事業実施にあたっては、事業実施状況や処理実績を示す資料を整理しておく必要がある。

① 災害等廃棄物処理事業費補助金

通常時における災害等廃棄物処理事業費補助金の詳細は表 2-68 に示すとおりである。

表 2-68 通常時における災害廃棄物処理事業費補助金の詳細

対 象	市町村
国庫補助率	1/2
グリーンニューディール基金	-
地方財政措置	地方負担分の 80%について交付する。

② 廃棄物処理施設災害復旧事業

廃棄物処理施設災害復旧に係る必要経費の 1/2 を補助し、市町村等の負担を軽減し生活の早急な回復を図る事業である。通常時の詳細は表 2-69 に示すとおりである。

表 2-69 通常時における廃棄物処理施設災害復旧事業の詳細

対象事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 一般廃棄物処理施設 ・ 浄化槽（市町村整備推進事業） ・ 産業廃棄物処理施設 ・ 広域廃棄物埋立処分場 ・ PCB 廃棄物処理施設
国庫補助率	1/2
地方財政措置	地方負担分に対して起債措置がなされ、元利償還金について普通交付税措置。 ※元利償還金の 47.5%（財政力補正により 85.5%まで）

2-10 大規模水害における災害廃棄物処理

(1) 基本方針

大規模水害における災害廃棄物処理は、被害状況や廃棄物発生量を災害の規模や地域で個別に想定することが困難であるため、本計画で想定した南海トラフ地震等における災害廃棄物処理対策を応用する。

(2) 水害廃棄物の概要

大規模水害が発生した場合、一時に大量の廃棄物（以下、「水害廃棄物」という。）が発生し、また、道路の通行不能等によって、平時と同じ収集・運搬・処分では対応が困難となる。水害廃棄物の特徴を表 2-70 に示す。

水害廃棄物の処理を行う際には、事前に組織体制の整備や処理計画を策定する等の対策を取り、水害発生時には迅速な対応を行うことが望まれる。

表 2-70 水害廃棄物の特徴

水害廃棄物	特徴
粗大ごみ等	<ul style="list-style-type: none">■水害により一時に大量に発生した粗大ごみ及び生活ごみ<ul style="list-style-type: none">・水分を多く含むため、腐敗しやすく、悪臭、汚水を発生する。・水分を含んで重量がある畳や家具等の粗大ごみが多量に発生するため、平常時の人員及び車両等では収集・運搬が困難である。・土砂が多量に混入しているため、処理に当たって留意が必要である。・ガスボンベ等発火しやすい廃棄物が混入している、あるいは畳等の発酵により発熱・発火する可能性があるため、収集・保管には留意が必要である。・便乗による廃棄物（廃タイヤや業務用プロパン等）が混入することがあり、混入防止の留意が必要である。
し尿等	<ul style="list-style-type: none">■水没したくみ取り槽や浄化槽を清掃した際に発生するくみ取りし尿及び浄化槽汚泥、並びに仮設便所からのくみ取りし尿<ul style="list-style-type: none">・公衆衛生の確保の観点から、水没したくみ取り便所の便槽や浄化槽については、被災後速やかにくみ取り、清掃、周辺の消毒が必要となる。
その他	<ul style="list-style-type: none">■流木等<ul style="list-style-type: none">・洪水により流されてきた流木やビニル等、平常時は市町村で処理していない廃棄物について、水害により一時的に大量発生するため、処理が必要となる場合がある。

出典：「水害廃棄物対策指針」（平成 17 年 6 月、環境省大臣官房廃棄物・リサイクル対策部 廃棄物対策課）

P. 1、2